

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会法外援護資金貸付規程

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会法外援護貸付基金の適切な貸付と援助指導を行うことによって、低所得世帯等の自立更生に資することを目的とし、資金の貸付について必要な事項を定める。

(貸付対象)

第2条 資金の貸付は、市内に居住する者で低所得のため生計困難者であつて、自力更生の意欲にもえ、かつ、その自力更生に必要な融資を他から受けることが困難な者に対し審査のうえ行うもので、主として市民税の均等割額課税以下の世帯を対象とする。ただし、身体障害者手帳の交付を受けた身体に障害のある者の属する世帯は、この限りではない。

(貸付限度額)

第3条 前条による貸付金の限度額は50,000円以内とする。

(償還)

第4条 貸付金の償還期限は、12ヶ月以内とする。

- 2 償還は、月賦償還を原則とする。ただし、繰上げ償還をすることができる。
- 3 貸付金は、無利子とする。

(連帯保証人)

第5条 この資金の貸付を受けようとする者は連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担する。
- 3 連帯保証人は原則として借受人と同じ市内に居住する成年者であつて独立の生計を営み、かつその世帯の更生に熱意を有し、連帯責任を負うに足る資産又は確実な収入の途を有し、かつ身元確実な者とする。

(借入金の申込み)

第6条 資金の貸付を受けようとする者は、地区担当の民生委員を経て貸付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 連帯保証人は納税証明書を添えて提出するものとする。

(貸付等の決定)

第7条 会長は、貸付の申請または償還期限延長の申請があつたときは、速やかに審査委員会に諮り、審査のうえ可否を決定する。

- 2 貸付が適当と認められたものについては、貸付決定通知書(様式第2号)を不適當と認められたものについては、貸付不承認通知書(様式第3号)を、担当民生委員を通して借入れ申込者に交付しなければならない。
- 3 借入申込者は、貸付決定通知を受けたときは、別に定める様式(様式第4号)に本人及び連帯保証人の印鑑証明書を添付して会長に提出するものとする。

(償還期限の延長)

第8条 借受人が天災、その他やむを得ない事情のため、期限まで償還ができないと認められたときは、借受人の申請に基づき、償還期限を延長することができる。

2 前項の手続きについては、担当民生委員を通して償還期限延長申請書(様式第5号)を提出するものとする。

(届出の義務)

第9条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等、借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、担当民生委員を経由して速やかに会長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

2 担当民生委員は前項の実行を指導すると同時に常に更生の指導に努める必要があるときは会長に対し所要の連絡及び報告を行うものとする。

(審査委員会)

第10条 審査委員は、会長、常務理事及び事務局長及び支所長とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成18年1月4日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。